

秋田県公報

目次	ページ
告示	
生活保護法による施術者の指定(四五四・福祉政策課).....	1
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(四五五・本荘保健所).....	1
漁船損害等補償法による付保義務の発生(四五六・水産漁港課).....	1
漁業災害補償法による付保義務の発生(四五七・水産漁港課).....	2
大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(四五八・四七八・商工業振興課).....	2

告 示

道路区域の変更(四七九、四八〇・道路環境課).....	14
開発行為に関する工事の完了(四八一・仙北地域振興局建設部).....	15
公 告	
土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部).....	15
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(七七).....	15
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(七八).....	16
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(七九).....	16
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(八〇).....	16

生活保護法による施術者の指定(四五四・福祉政策課).....1
 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(四五五・本荘保健所).....1
 漁船損害等補償法による付保義務の発生(四五六・水産漁港課).....1
 漁業災害補償法による付保義務の発生(四五七・水産漁港課).....2
 大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(四五八・四七八・商工業振興課).....2

秋田県告示第四百五十四号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十五年六月十七日
 秋田県知事 寺田典城

氏 名	住 所	施術所の名称	施 術 所 の 所 在 地	業 務 の 種 類	指 定 年 月 日
佐藤 信一郎	大館市軽井沢字五輪岱十八番地二	軽井沢整骨院	大館市軽井沢字五輪岱十八番地二	柔道整備	平成十五年五月三十日

秋田県告示第四百五十五号
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定に基づき、告示する。
 平成十五年六月十七日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
-----	-------	-----------

秋田県告示第四百五十六号
 次の加入区について漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認めため、同法第一百二十二条の二第三項の規定に基づき、公示する。

赤坂皮膚泌尿器科医院	本荘市薬師堂字谷地二百九十二番地三	平成十五年三月三十一日
------------	-------------------	-------------

平成十五年六月十七日

秋田県知事 寺田典城

北浦港加入区、秋田市北加入区

秋田県告示第四百五十七号

次の加入区の漁業区分に係る漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項に規定する特定第二号漁業者の同意について、同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定に基づき、公示する。

平成十五年六月十七日

秋田県知事 寺田典城

金浦加入区 十トン未満の漁船漁業であつて1及び2に掲げる漁業以外の漁業
仁賀保加入区 小型えびかご漁業及びずわいがにかご漁業
象潟加入区 小型えびかご漁業及びずわいがにかご漁業

秋田県告示第四百五十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年六月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
日本生命保険相互会社 代表取締役 宇野 郁夫

大阪府大阪市中央区今橋三丁目五番十二号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

秋田ニューシティ

秋田市大町二丁目三番二十七号

(三) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

ア 変更前 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原田 昭彦
イ 変更後 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田 悦生

(四) 変更の年月日

平成十五年五月十三日

(五) 変更する理由

任期満了による

二 届出年月日

平成十五年六月二日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

(二) 縦覧期間

平成十五年六月十七日から同年十月十七日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

意見を述べる者の氏名及び住所

(一) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(二) 意見を述べる理由

秋田県告示第四百五十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年六月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ホーマック株式会社 代表取締役社長 前田 勝敏

(二) 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一番四十一号

大規模小売店舗の名称及び所在地

広面ショッピングセンター

(三) 秋田市広面字近藤堰越五十番一外

変更した事項

- (四) 変更の年月日
平成十五年五月十三日
- (五) 変更する理由
任期満了による

二 届出年月日
平成十五年六月二日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
秋田市役所 商業観光課
- (二) 縦覧期間
平成十五年六月十七日から同年十月十七日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第四百六十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十五年六月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生
秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
茨島ショッピングセンター

(三) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

- ア 変更前 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦
- イ 変更後 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生

(四) 変更の年月日
平成十五年五月十三日

(五) 変更する理由
任期満了による

二 届出年月日
平成十五年六月二日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
秋田市役所 商業観光課
- (二) 縦覧期間
平成十五年六月十七日から同年十月十七日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第四百六十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十五年六月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

大規模小売店舗の名称及び所在地

飯島ショッピングセンター

秋田市飯島字堀川二番外

(三) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代

表者の氏名

ア 変更前 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦

イ 変更後 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生

(四) 変更の年月日

平成十五年五月十三日

(五) 変更する理由

任期満了による

二 届出年月日

平成十五年六月二日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

縦覧場所

(一) 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年六月十七日から同年十月十七日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第四百六十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につ

いて意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十五年六月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ能代北店

能代市落合字砂田七十一番地の一外

(三) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代

表者の氏名

ア 変更前 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦

イ 変更後 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生

(四) 変更の年月日

平成十五年五月十三日

(五) 変更する理由

任期満了による

二 届出年月日

平成十五年六月二日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

縦覧場所

(一) 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

能代市役所 商工港湾課

(二) 縦覧期間

平成十五年六月十七日から同年十月十七日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第四百六十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。
 平成十五年六月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

能代長崎ショッピングセンター

能代市字長崎四十一番地一

(三) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代

表者の氏名

ア 変更前 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦

イ 変更後 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生

(四) 変更の年月日

平成十五年五月十三日

(五) 変更する理由

任期満了による

二 届出年月日

平成十五年六月二日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

能代市役所 商工港湾課

(二) 縦覧期間

平成十五年六月十七日から同年十月十七日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所
 (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第四百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。
 平成十五年六月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

釈迦内ショッピングセンター

大館市釈迦内字稻荷山下二百九十四番地外

(三) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代

表者の氏名

ア 変更前 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦

イ 変更後 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生

(四) 変更の年月日

平成十五年五月十三日

(五) 変更する理由

任期満了による

二 届出年月日

平成十五年六月二日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

大館市役所 商工課

(二) 縦覧期間

平成十五年六月十七日から同年十月十七日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第四百六十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十五年六月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

谷地 田 ヒ デ

大館市片山町一丁目五番九号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

大館西ショッピングセンター

大館市根下戸新町二百十四番地一外

(三) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

ア 変更前 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦

イ 変更後 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生

(四) 変更の年月日

平成十五年五月十三日

(五) 変更する理由

任期満了による

二 届出年月日

平成十五年六月二日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

大館市役所 商工課

(二) 縦覧期間

平成十五年六月十七日から同年十月十七日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第四百六十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十五年六月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

大和情報サービス株式会社 代表取締役 榎 本 正 誉

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングタウンアクロスプラザ大館南

大館市餌釣字前田一番地外

(三) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

ア 変更前 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦

イ 変更後 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生

(四) 変更の年月日

平成十五年六月二日

平成十五年五月十三日
変更する理由

二 届出年月日
平成十五年六月二日

三 関係書類の縦覧場所及び期間
縦覧場所

(一) 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

大館市役所 商工課

縦覧期間

(二) 平成十五年六月十七日から同年十月十七日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第四百六十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十五年六月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田悦生

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

大規模小売店舗の名称及び所在地

(二) 大規模小売店舗の名称及び住所

男鹿市脇本脇本字石館十六外

(三) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

ア 変更前 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原田昭彦

イ 変更後 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田悦生

(四) 変更の年月日

平成十五年五月十三日

(五) 変更する理由

任期満了による

二 届出年月日

平成十五年六月二日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

男鹿市役所 観光商工課

縦覧期間

(二) 平成十五年六月十七日から同年十月十七日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第四百六十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十五年六月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田悦生

- (二) 秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ新川口店
本荘市川口字八幡前百九十六番一外
変更した事項
- (三) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
ア 変更前 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦
イ 変更後 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生
変更の年月日
平成十五年五月十三日
- (四) 変更する理由
任期満了による
- (五) 届出年月日
平成十五年六月二日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
本荘市役所 商工観光課
- (二) 縦覧期間
平成十五年六月十七日から同年十月十七日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見を述べる者の氏名及び住所
意見の対象となる大規模小売店舗の名称
意見を述べる理由

秋田県告示第四百六十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第一項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

- 平成十五年六月十七日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 届出事項の概要
 - (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生
秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
大規模小売店舗の名称及び所在地
琴丘ショッピングセンター
山本郡琴丘町鹿渡字浜村下七十五番外
変更した事項
 - (二) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
ア 変更前 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦
イ 変更後 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生
変更の年月日
平成十五年五月十三日
 - (四) 変更する理由
任期満了による
 - (五) 届出年月日
平成十五年六月二日
 - 三 関係書類の縦覧場所及び期間
縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
琴丘町役場 企画課
 - (二) 縦覧期間
平成十五年六月十七日から同年十月十七日まで
 - 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
 - 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見を述べる者の氏名及び住所
意見の対象となる大規模小売店舗の名称
意見を述べる理由

秋田県告示第四百七十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大

規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八條第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。
 平成十五年六月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 届出事項の概要
- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生
 秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
 - (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 本庄東ショッピングセンター
 本庄市出戸町東梵天二百五十七外
 - (三) 変更した事項
 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 ア 変更前 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦
 イ 変更後 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生
 - (四) 変更の年月日
 平成十五年五月十三日
 - (五) 変更する理由
 任期満了による
- 二 届出年月日
 平成十五年六月二日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
 縦覧場所
 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
 本庄市役所 商工観光課
- (二) 縦覧期間
 平成十五年六月十七日から同年十月十七日まで
- 四 意見書の提出先
 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 (一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第四百七十一号
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八條第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。
 平成十五年六月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 届出事項の概要
- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生
 秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
 - (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 天王ショッピングセンター
 南秋田郡天王町天王字蒲沼六十三番二十三外
 - (三) 変更した事項
 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 ア 変更前 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦
 イ 変更後 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生
 - (四) 変更の年月日
 平成十五年五月十三日
 - (五) 変更する理由
 任期満了による
- 二 届出年月日
 平成十五年六月二日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
 縦覧場所
 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
 天王町役場 産業課
- (二) 縦覧期間

平成十五年六月十七日から同年十月十七日まで
意見書の提出先

四 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(一) 意見を述べる者の氏名及び住所
(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第四百七十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。
平成十五年六月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

丸大機工株式会社 代表取締役 渋谷正敏

由利郡金浦町金浦字笹森百二十五の一

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ武道島店

由利郡象潟町武道島百四十四番二号

(三) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

ア 変更前 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原田昭彦

イ 変更後 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田悦生

(四) 変更の年月日

平成十五年五月十三日

(五) 変更する理由

任期満了による

二 届出年月日

平成十五年六月二日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

象潟町役場 商工観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年六月十七日から同年十月十七日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第四百七十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。
平成十五年六月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田悦生

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

(三) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ新仁賀保店

(四) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

ア 変更前 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原田昭彦

イ 変更後 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田悦生

(四) 変更の年月日

平成十五年六月二日

(五) 平成十五年五月十三日
変更する理由
任期満了による

二 届出年月日
平成十五年六月二日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

仁賀保町役場 産業課

(二) 縦覧期間

平成十五年六月十七日から同年十月十七日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第四百七十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十五年六月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田悦生

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ小坂店

鹿角郡小坂町字栗平二十五番地の一外

(三) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

ア 変更前 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原田昭彦

イ 変更後 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田悦生

(四) 変更の年月日

平成十五年五月十三日

(五) 変更する理由

任期満了による

二 届出年月日

平成十五年六月二日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

(二) 小坂町福祉保健総合センター ゆーとりあ

縦覧期間

平成十五年六月十七日から同年十月十七日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第四百七十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十五年六月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田悦生

- (二) 秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
大規模小売店舗の名称及び所在地
西馬音内ショッピングセンター
雄勝郡羽後町字南西馬音内二百十三番
変更した事項
- (三) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
ア 変更前 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦
イ 変更後 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生
変更の年月日
平成十五年五月十三日
- (四) 変更する理由
任期満了による
- (五) 届出年月日
平成十五年六月二日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
羽後町役場 企画商工課
- (二) 縦覧期間
平成十五年六月十七日から同年十月十七日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見を述べる者の氏名及び住所
意見の対象となる大規模小売店舗の名称
意見を述べる理由

秋田県告示第四百七十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第一項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

- 平成十五年六月十七日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 届出事項の概要
 - (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生
秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
 - (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ新雄物川店
平鹿郡雄物川町沼館字佐田一番地の一外
変更した事項
 - (三) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
ア 変更前 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦
イ 変更後 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生
変更の年月日
平成十五年五月十三日
 - (四) 変更する理由
任期満了による
 - (五) 届出年月日
平成十五年六月二日
 - 三 関係書類の縦覧場所及び期間
縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
雄物川町役場 企画商工課
 - (二) 縦覧期間
平成十五年六月十七日から同年十月十七日まで
 - 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
 - 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見を述べる者の氏名及び住所
意見の対象となる大規模小売店舗の名称
意見を述べる理由

秋田県告示第四百七十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大

規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八條第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。
 平成十五年六月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 届出事項の概要
- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生
 秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
 - (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 マックスバリュ新西目店
 由利郡西目町沼田字新道下千百十一外
 - (三) 変更した事項
 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 ア 変更前 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦
 イ 変更後 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生
 - (四) 変更の年月日
 平成十五年五月十三日
 - (五) 変更する理由
 任期満了による
- 二 届出年月日
 平成十五年六月二日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
 縦覧場所
 (一) 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
 西目町役場 産業課
- (二) 縦覧期間
 平成十五年六月十七日から同年十月十七日まで
- 四 意見書の提出先
 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 (一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第四百七十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八條第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。
 平成十五年六月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 届出事項の概要
- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生
 秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
 - (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 雄勝ショッピングセンター
 雄勝郡雄勝町横堀字中屋敷六の一番外
 - (三) 変更した事項
 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 ア 変更前 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦
 イ 変更後 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生
 - (四) 変更の年月日
 平成十五年五月十三日
 - (五) 変更する理由
 任期満了による
- 二 届出年月日
 平成十五年六月二日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
 縦覧場所
 (一) 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
 雄勝町役場 商工観光課
- (二) 縦覧期間

四 意見書の提出先
 平成十五年六月十七日から同年十月十七日まで
 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 意見を述べる者の氏名及び住所

(二)(一) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由
 秋田県告示第四百七十九号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十五年六月十七日
 秋田県知事 寺田典城

道路の種類	旧新別	路線名	区		間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
			新	旧			
県道	新	湯沢雄物川大曲線	B	A	平鹿郡大雄村字野中四七番一七から大曲市角間川町字門目東四七番三まで	九・〇〇〇〇四一・五〇	〇・四五五
			平鹿郡大雄村字野中四七番一七から大曲市角間川町字門目東四七番三まで	平鹿郡大雄村田根森字新町北一〇七番八から一一〇番一地先まで			
県道	旧	湯沢雄物川大曲線	B	A	平鹿郡大雄村字野中四七番一七から大曲市角間川町字門目東四七番三まで	九・〇〇〇〇四一・五〇	〇・四五五
			平鹿郡大雄村字野中四七番一七から大曲市角間川町字門目東四七番三まで	平鹿郡大雄村田根森字新町北一〇七番八から一一〇番一地先まで			

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十五年六月十七日から同月三十日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十五年六月十七日

秋田県告示第四百八十号

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)

秋田県知事 寺田典城

県道		県道					
新	旧	新			旧		
		野崎十文字線	野崎十文字線	野崎十文字線	野崎十文字線	野崎十文字線	野崎十文字線
野崎十文字線	野崎十文字線	B	A	B	A	B	A
		平鹿郡大雄村字野中一〇五番七から田根森字新町北二八番三地先まで	平鹿郡大雄村田根森字新町北二二五番三から六七番二まで	平鹿郡大雄村字野中一〇五番七から田根森字新町北二八番三地先まで	平鹿郡大雄村田根森字新町北二二五番三から六七番二まで	平鹿郡大雄村字野中一〇五番七から田根森字新町北二八番三地先まで	平鹿郡大雄村田根森字新町北二二五番三から二八番三地先まで
		一一・四〇〇～一一・五〇〇	六・二〇〇～一一・五〇〇	一一・四〇〇～一一・五〇〇	六・二〇〇～一一・五〇〇	一一・四〇〇～一一・五〇〇	六・二〇〇～九・二〇〇
		〇・三三一	〇・二五五	〇・三三一	〇・二五五	〇・三三一	〇・三四三

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十五年六月十七日から同月三十日まで

秋田県告示第四百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十五年一月二十七日付け指令仙建 二十八 七で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十五年六月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田悦生

二 開発区域に含まれる地域の名称

仙北郡西仙北町刈和野字愛宕下二百四十八 一の内、二百五十一、二百五十一 一の内、二百五十一 二の内、二百五十三の内、二百六十の内、二百六十一の内、仙北郡西仙北町刈和野字一里塚東七十七 一、七十八 一、七十九 一、七十九 二、七十九 三の内、七十九 四、七十九 五、九十八 一、百十一の内、百十

二の内

仙北郡西仙北町刈和野字沼田九 一の内、十の内、十一、十二 一の内、十三 一の内、十四 二、十六、二百二十六 一、二百三十八の内

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、大曲市四ツ屋第一土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十五年六月九日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
平成十五年六月十七日

秋田県知事 寺田典城

選挙管理委員会告示

秋選管告示第七十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八十条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一

の数及び三分の一の数は、次のとおりである。
平成十五年六月十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三四一
三分の一の数 二二七、八四〇

秋選管告示第七十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十五年六月十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別

秋田市	八四、三五六
能代市	一四、七四七
横手市	一〇、九二〇
大館市	一八、二〇三
本荘市	一一、一二五
男鹿市	八、四四九
湯沢市	九、三八六
大曲市	一〇、六七二
鹿角市鹿角郡	一一、七〇四
北秋田郡	一八、一三六
山本郡	一三、四五二
南秋田郡	一九、九一三
河辺郡	五、二四七
由利郡	二〇、九五〇
仙北郡	三一、八八二
平鹿郡	一八、五七九
雄勝郡	一一、六三〇

秋選管告示第七十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一

の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。
平成十五年六月十七日

五十分の一の数 一九、三四一
三分の一の数 二二七、八四〇

秋選管告示第八十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成十五年六月十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別

秋田市	八四、三五六
能代市	一四、七四七
横手市	一〇、九二〇
大館市	一八、二〇三
本荘市	一一、一二五
男鹿市	八、四四九
湯沢市	九、三八六
大曲市	一〇、六七二
鹿角市鹿角郡	一一、七〇四
北秋田郡	一八、一三六
山本郡	一三、四五二
南秋田郡	一九、九一三
河辺郡	五、二四七
由利郡	二〇、九五〇
仙北郡	三一、八八二
平鹿郡	一八、五七九
雄勝郡	一一、六三〇

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 0862-8766 FAX 0863-00005
E-mail: matsubaras@matubarasatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

